

安八町議会基本条例

安八町議会（以下「議会」という。）は、地方自治の本旨の実現を目指し、二元代表制の下において、町長等執行機関との建設的な緊張関係を維持しながら政策立案機能と行政監視機能を発揮することによって、安八町民（以下「町民」という。）の意思を町政に的確に反映させ、魅力あふれた持続可能な町を形成する上において意思決定機関としての責務を負っている。

議会は常に町民との対話を重んじ、公平性、透明性および倫理性を保持し、また自らも時代の変遷に沿った不断の改革を実行しながら、町民の負託に答えていくものとする。

第1章 総則

（目的と位置づけ）

第1条 この条例は、議会の運営及び議員活動の基本的事項を定め、議会の政策立案機能と行政監視機能を充実させるとともに、町の諸課題に対し、町民の意思を的確に反映できる議会を確立することを目的とする。

2 この条例は議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、安八町の意思決定機関として、公平性と透明性に基いて次に掲げる項目を遵守しながら活動する。

- (1) 町民の意見の把握に努めること
- (2) 町長等執行部との建設的な緊張感を維持すること
- (3) 町民に対しての公開性を重んじること
- (4) 議員間の自由な討議をもって意思決定を行うこと
- (5) 会議の運営については常に見直しを図ること

（議員の活動原則）

第3条 議員は、選挙によって町民からの負託を受けた代表者として、高い倫理性に基いて次に掲げる項目を遵守しながら活動する。

- (1) 議会は合議制に基づく意思決定機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること
- (2) 広い視野と高い見識をもって、議論に臨むこと
- (3) そのために常に自己研鑽に励み、活動の質の向上に努めること
- (4) 社会常識と政治倫理を守り社会の模範たる行動をとること
- (5) 町民の声を尊重し、行政に民意を反映させること
- (6) 町民への説明責任を果たすこと

第3章 議会と町民の関係

（町民の意思の反映）

第4条 議会は町行政の実態と諸課題を町民に知らせることと、町民の意見を把握することを目的とした意見交換の場を設ける。

2 議会は、前項の意見交換の場において把握した町民の声を町政に反映させる努力をする。

3 請願および陳情の審議において、必要に応じて提案者ならびに関係者を会議に招きその意見を把握するよう努力する

4 本会議、ならびに常任委員会・特別委員会での議論の概要を議会広報によって町民に公開する

第4章 議会と町長の関係

（緊張感の維持）

第5条 議案審議において、議員と町長及び執行機関の職員は、緊張感の維持につとめる

2 議会の一般質問においては、論点および争点を明らかにするため、議員の求めに応じて一問一答の方式で行うことができる。

3 町長及び執行機関の職員は、議長または委員長の許可を得て議員の質問に対して反問することができる。

（重要政策等の説明）

第6条 議会は、町長が提案する重要な政策等（以下「政策等」という。）について、審議の水準を高めるため、町長に対し次の各号に掲げる事項について説明資料の提出を求める。

- (1) 政策等の提案に至った背景
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

（予算および決算の説明）

第7条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を町長に求める

（任意的議決事項）

第8条 法第96条第2項に規定する議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

- (1) 総合計画を策定すること
- (2) 名誉町民の選定及び取り消しに関すること

第5章 議会改革の推進

（恒常的改革）

第9条 議会は、社会環境の変化に鑑み、また町民からの要望に則して、常に活動内容と会議の方法について改革を重ねる

（特別委員会の設置）

第10条 改革すべき課題が重要である場合、調査研究ならびに十分な議論を行うため、議会改革特別委員会を設置する

第6章 議会と議会事務局の体制

（議員研修の充実と強化）

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

（議会事務局の充実と強化）

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めなければならない。

（議会広報の充実）

第13条 議会は、議会ならびに委員会における議論の推移と結果を議会独自の視点から常に町民に周知させるために、議会広報を発行するものとする。

第7章 議員の身分および処遇

（議員定数の改正）

第14条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数を改正する場合、議会の合議制の機能が十分に発揮されるよう配慮するとともに、町政の現状と課題、将来的な予測と展望、多様な民意を十分に考慮しなければならない。

（議員報酬の改正）

第15条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬を改正する場合は、町長が審議会などの答申を経て提案する場合のほか、委員会又は議員が提案する場合は、議員の活動・役割・責務を十分に考慮しなければならない。

第8章 見直しの手続き

第16条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているか検証し、見直しが必要と認められる場合には、速やかにこの条例を改正しなければならない。